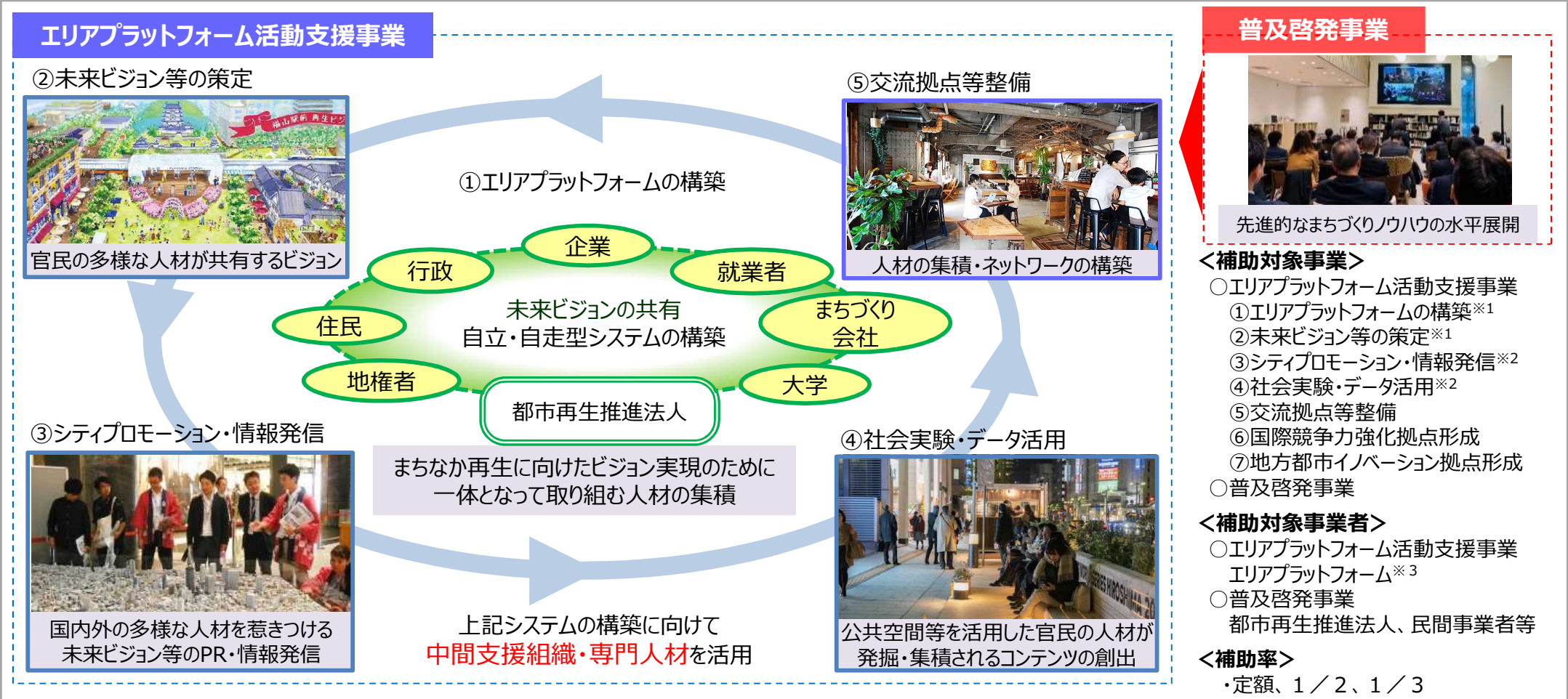


官民連携まちなか再生推進事業の概要

国土交通省 都市局
まちづくり推進課

官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援



<補助対象事業>

- エリアプラットフォーム活動支援事業
 - ①エリアプラットフォームの構築※1
 - ②未来ビジョン等の策定※1
 - ③シティブロモーション・情報発信※2
 - ④社会実験・データ活用※2
 - ⑤交流拠点等整備
 - ⑥国際競争力強化拠点形成
 - ⑦地方都市イノベーション拠点形成
- 普及啓発事業

<補助対象事業者>

- エリアプラットフォーム活動支援事業
エリアプラットフォーム※3
- 普及啓発事業
都市再生推進法人、民間事業者等

<補助率>

・定額、1/2、1/3

※ 1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間 ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間）

※ 2：1事業あたり1年間に限る。 ※ 3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。

官民連携まちなか再生推進事業の補助対象事業

項 目		内 容	対象区域	補助対象事業者			補助率
				フ ラ ット フ ォ ー ム エ リ ア プ ラ ット フ ォ ー ム	推 進 法 人 都 市 再 生	民 間 事 業 者	
①プラットフォーム構築		未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用	全国	※1 ○※2	-	-	新規：定額 ^{※3}
②未来ビジョン等の策定		未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等）	全国	○	-	-	新規：定額 ^{※3} 改定：1/2
③シティプロモーション・情報発信		まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用（web作成、セミナー開催、専門人材活用等）	全国	○	-	-	1/2 ^{※4}
④社会実験・データ活用		都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用）	全国	○	-	-	1/2 ^{※4}
⑤ 交 流 拠 点 等	地域交流創造施設	コワーキング・交流施設（地域住民や就業者等が交流することで、新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設）の整備に要する費用	滞在快適性等向上区域等 ^{※5}	○	-	-	1/3
	国際交流創造施設	国際交流創造施設（国内外の多様な人材が交流することでビジネス創出を図る機能を有した施設）の整備に要する費用	・特定都市再生緊急整備地域 ・都市再生緊急整備地域（中核中核都市に限る）	○	-	-	1/3
⑥国際競争力強化拠点形成		「国際競争力強化拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定 ii) シティプロモーション・情報発信 iii) 社会実験・データ活用 iv) 起業支援・人材育成 v) 他都市との連携に資する ii) から iv) までの取組	特定都市再生緊急整備地域	○	-	-	定額、1/2
⑦地方都市イノベーション拠点形成		「地方都市イノベーション拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定 ii) シティプロモーション・情報発信 iii) 社会実験・データ活用 iv) 起業支援・人材育成 v) 他都市との連携に資する ii) から iv) までの取組	全国 （東京都特別区、大阪市及び名古屋市の旧市街地を除く）	○	-	-	定額、1/2
⑧普及啓発事業		まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費	全国	-	○	○	定額

※1： エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、地方公共団体を補助対象とする。

※2： 法定協議会は、エリアプラットフォームの要件を満たすもののみ対象とする。

※3： 新規に取り組む「プラットフォーム構築」と「未来ビジョン策定」については、合計年額1,000万円を上限とする。
（最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナ危機を契機としたビジョンを策定するものに限り最大3年間。）

※4： 1事業あたり1年間に限る。

※5： 低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定、低未利用土地利用促進協定の区域も対象とする。

エリアプラットフォーム活動支援事業について

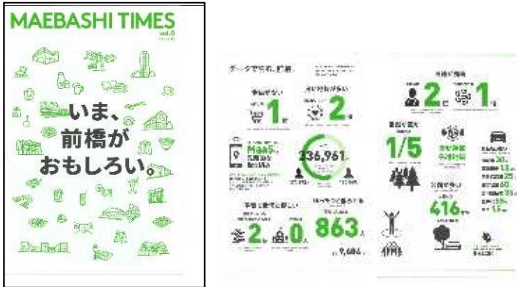
実施フロー	実施主体	補助対象例
エリアプラットフォームの構築 未来ビジョン等の策定 未来ビジョン等に基づく シティプロモーション・情報発信 社会実験・データ活用 交流拠点等整備 の実施	地方公共団体 ↓ エリアプラットフォーム	補助対象例 エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の策定 ○エリアプラットフォームの形成・運営に要する費用 ○未来ビジョン等の策定に要する費用（試行・実証実験、データ収集・分析、専門人材活用、勉強会等）  ビジョンの策定 行政 企業 就業者 まちづくり会社 大学 都市再生推進法人 住民 地権者 エリアプラットフォーム 未来ビジョン等に基づく各種取組 シティプロモーション・情報発信 社会実験・データ活用 国際競争力強化拠点形成 交流拠点等整備 地方都市イノベーション拠点形成

シティプロモーション・情報発信

○地域の魅力をPRする国内外でのプレゼンテーションやイベント等を実施



○地域の魅力をまとめたパンフレットやウェブサイト等の作成・発信



社会実験・データ活用

○新しい生活様式に沿った弾力的パブリック空間活用と効果検証を実施



交流拠点等整備

○既存施設のリノベーションによるコワーキング施設・交流施設の整備



国際競争力強化拠点形成

○大都市の国際競争力の強化に資する、連携ビジョンの策定、実証実験、起業支援等の取組を実施



地方都市イノベーション拠点形成

○地方都市のイノベーション拠点の形成に資する、連携ビジョンの策定、実証実験、起業支援等の取組を実施



エリアプラットフォームについて

「居心地よく歩きたくなるまちなか」をはじめとする内外の人材や様々な投資を惹きつける魅力・国際競争力が高い都市を構築するためには、**官民の多様な人材が集結するプラットフォームにおいて、エリアの未来ビジョンを議論し、将来像を共有することが重要**であることから、官民の多様な人材が参画する「**エリアプラットフォーム**」を**補助対象事業者**とする。

エリアプラットフォームの要件

※下記の要件を満たす都市再生緊急整備協議会及び市町村都市再生協議会も補助対象とする。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	・市町村	
	・ まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする 、又は 活動に関心を有する 特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者	・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構 等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体 等
参画や支援	・ 様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者 の参画や支援	・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に所属する者 ・専門人材（大学の有識者等） 等

必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
・国 ・関係都道府県 ・公安委員会 ・公共交通事業者等 ・都市開発事業を施行する民間事業者 ・独立行政法人・民間都市機構 ・金融機関・建築物の所有者、管理者若しくは占有者 ・公共施設の整備若しくは管理を行う者 等	・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行 公共施設の指定管理者 等

- 内外の多様な人材や様々な投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力を備えた都市を構築するためには、官民の多様な人材が集うエリアプラットフォームにおいて**エリアの将来像等を共有**することが重要。
- 未来ビジョンの新規策定を要件として、「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン策定」の**単年度あたり合計1,000万円を上限**
(試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものは最大3年間、その他は最大2年間)とし、**定額で補助**する。

未来ビジョンに記載する事項

記載事項

○地域特性の現況分析

都市の魅力や国際競争力を備えた都市を構築するため、現状のエリアの魅力（強み）や課題を抽出・分析。

○地域特性を踏まえた目指す姿

内外の多様な人材に対し、魅力的でわかりやすいビジュアルにより、エリアの将来像を示す。

○目指す姿に向けた施策と役割分担

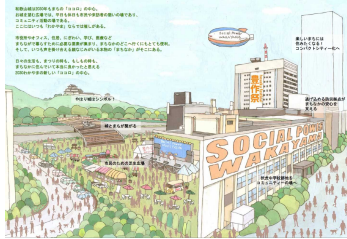
まちなかの将来像を実現するための方針や施策、実施体制（役割分担）を記載。

○目指す姿にむけたロードマップ

まちなかの将来像を実現するため、各段階ごとの取組の内容等を記載。

記載のイメージ

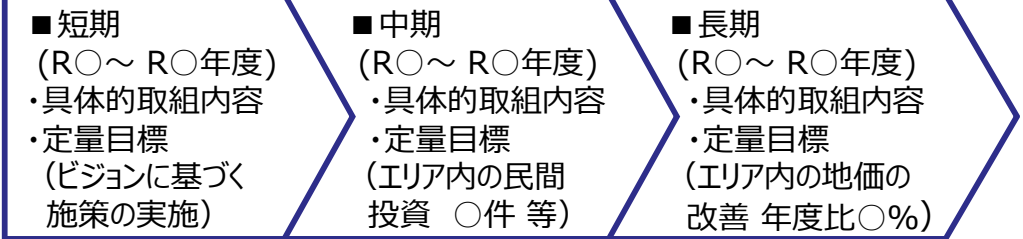
○ビジュアルで示すエリアの将来像



○将来像を実現する方針・施策や主体

将来像	方針	施策	実施主体
目指す姿	①：〇〇	①－１：〇〇	都再法人
		①－２：〇〇	〇〇市
	②：〇〇	②－１：〇〇	〇〇会社

○ロードマップ



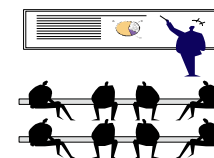
普及啓発事業

先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

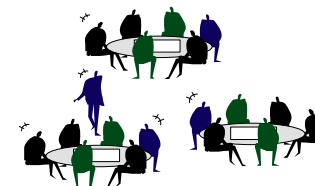
- i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ii) i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

補助事業者：都市再生推進法人、民間事業者等

補助率：定額



＜オリエンテーション&座学＞
基礎的知識をチーム合同で習得



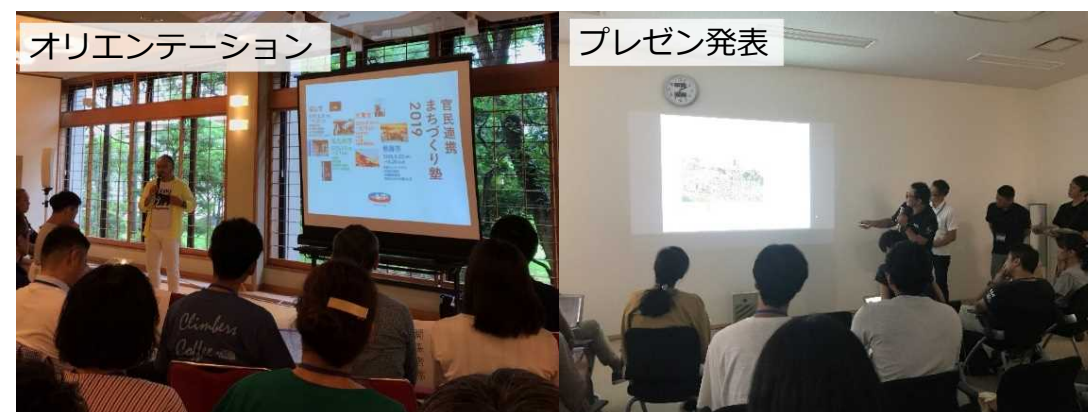
＜現地スタディ／ワークショップ＞
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得

＜取組事例①＞

補助事業者：株式会社リノベリング

事業概要：

リノベーションまちづくりが進む地域を開催地として、官民連携でエリアの価値向上につなげた取組プロセス等の修得及びプレゼン演習を公務員及び民間プレイヤーを対象に行うことで、各地での新たな官民連携まちづくりに結びつけるとともに、官民のネットワーク形成を図る。



＜取組事例②＞

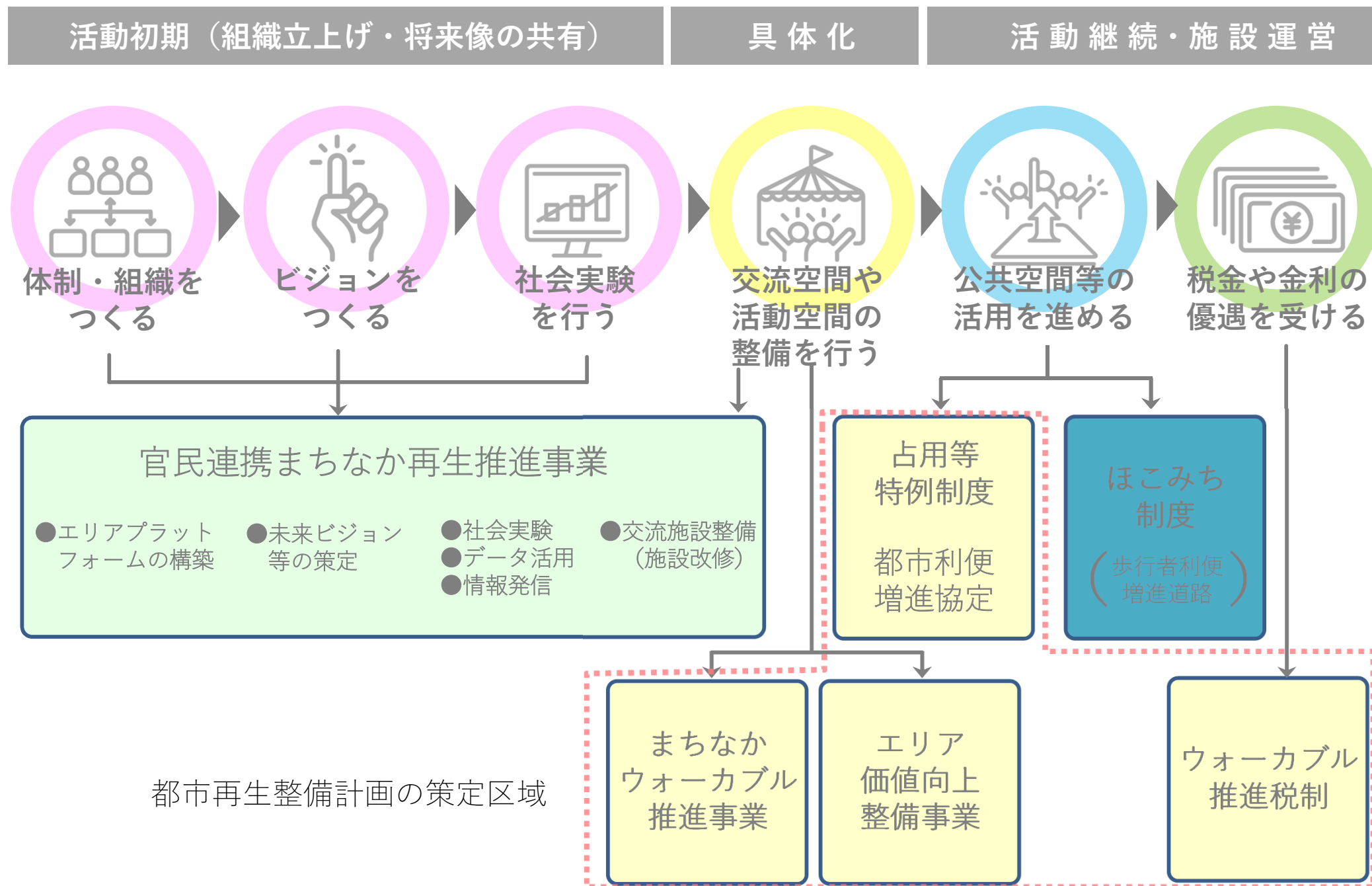
補助事業者：認定特定非営利活動法人都市計画家協会

事業概要：

地域住民等が主体となったまちづくりの推進に向けて、「地域主体のまちづくり」の重要性やノウハウに関する出前講座やワークショップ等を地域住民や公務員を対象に開催することで、まちづくりの機運を高めるとともに担い手の育成を図る。



(参考)官民連携まちづくりを支援する国の制度



官民連携まちなか再生推進事業の流れ

手 順	手続内容	根 拠
応 募	・事業実施主体は、地方整備局等へ応募様式を提出	-
選 定	・事務局にて審査後、必要に応じてオンラインによる個別ヒアリングを実施（2月中予定）	-
内定通知	・選定された事業実施主体に対して、国土交通省より内定通知を送付	制度要綱 第4条
速やかに		
交付申請	・内定通知を受けた事業実施主体は、地方整備局等へ交付申請書を提出	交付要綱 第5条
1～2ヶ月 程度		
交付決定	・事業実施主体に対して、国土交通省より交付決定通知書を送付 ※ 交付決定日より前に事業着手している取組は、補助対象外となるのでご注意ください	交付要綱 第6条
事業完了後 速やかに		
実績報告	・事業実施主体は、事業が完了した際には、地方整備局等へ実績報告書を提出	交付要綱 第12条
額の確定	・実績報告書に基づき補助金の額が決定した後、補助金を支払い	交付要綱 第23条

【注意】

交付決定後に、補助事業の内容又は対象経費の配分に変更が生じる場合、交付決定変更申請手続きが必要となるため、判明した時点で速やかに地方整備局等へご相談ください。